

『マイナンバー制度（情報連携）に係る町営住宅及び特定公共賃貸住宅の事務手続について』

☆マイナンバーを用いる事務手続において、これまで提出する必要があった書類（住民票の写し、課税証明書等）が省略できます。

※ 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで住民の皆様が行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。ただし、省略できる書類の調査を職員が行うことに同意した場合に限りです。

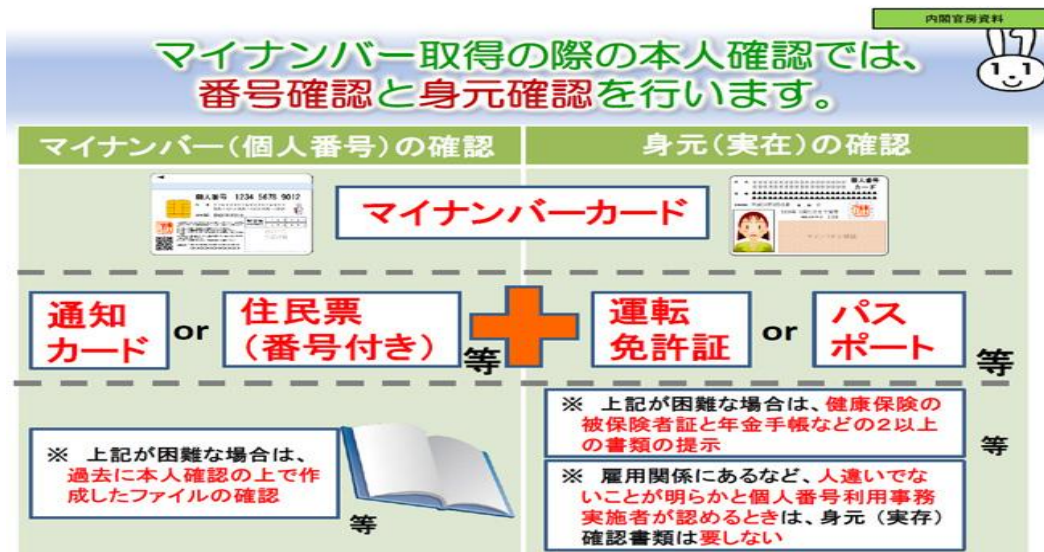
(1) マイナンバーの使用で省略できる書類

- ① 住民票の写し
- ② 課税証明書
- ③ 保護受給証明書
- ④ 生活保護決定通知書

(2) 申請方法

○ マイナンバーを使用する旨を申し出て、入居申込書等にマイナンバーを記入してください。

※ 申請の際には、他人の成りすまし等を防止するために厳格な本人確認を行うよう法律で定められているため、以下の書類でマイナンバー確認と身元確認を行います。



【マイナンバー確認に係る書類】

○ マイナンバーカード（個人番号カード）

○ 次の(1)～(3)のいずれかに掲げる書類

- (1) 通知カード
- (2) 住民票の写し（マイナンバーが記載されているものに限る。）
- (3) (1)及び(2)の書類のいずれも提示が困難であると認められる場合は、官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類等（マイナンバー、氏名、生年月日及び住所が記載されているものに限る。）

【身元確認に係る書類】

○ マイナンバーカード（個人番号カード）

○ 次の(1)～(3)のいずれかに掲げる書類

- (1) 運転免許証、パスポート等
- (2) 官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるなどにより、本人との照合が可能であると町長が認めるもの
- (3) (1)及び(2)の書類のいずれも提示が困難であると認められる場合は、次のア～ウに掲げる書類のうち、2つ以上の書類
 - ア 公的医療保険の被保険者証
 - イ 年金手帳
 - ウ その他ア及びイに類する書類であって町長が適当と認めるもの（氏名及び生年月日又は住所が記載されているものに限る。）

※ 応募資格審査に係る情報が確認できない場合（税の未申告等の理由で課税情報が確認できない場合等）、後日、連絡します。

※詳しくは、建設課建築係 0135-32-2516 までお問い合わせください。